

第9回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月28日 10時00分開会 ～ 11時00分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室

3. 出欠状況（出席委員15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	議事録署名員
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	議事録署名員
4番		中島 和彦	出席	
5番		大岩 則子	出席	
6番		小山内 洋美	出席	
7番		工藤 伸一	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	出席	
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第1号 委員会業務報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程 6、議案第 2 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、3 件。

日程 7、議案第 3 号は、農用地利用集積計画の決定について 29 件。

日程 8、議案第 4 号は、北海道農業公社による買入協議要請について 1 件。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和 6 年 1 月 30 日から 2 月 27 日までの業務報告となります。

1 月 30 日 第 8 回恵庭市農業委員会総会

2 月 5 日 農用地利用調整会議

2 月 15 日 恵庭市議会第 1 回定例会（初日）

2 月 20 日 北海道農業会議第 4 回理事会

北海道農業会議第 10 回常設審議委員会

北海道農業会議監事選考会

以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑と山林と宅地と原野、現況、畑、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和 4 年 6 月 14 日、取得事由、相続（包括遺贈）、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 2 月 9 日に届出されております。
番号 2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和 5 年 3 月 26 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 2 月 9 日に届出されております。
番号 3、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田、現況、畑と雑種地、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和 5 年 3 月 26 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和 6 年 2 月 9 日に届出されております。
以上、3 件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 5、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の審議ではありますが、番号 3 番から 5 番が私の案件となりますことから、農

業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席することになりますので、進行を小寺代行にお願いし、私は退席いたします。

代 行： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号 3 番から 5 番は貸主、[] の []、借主、[] の []
[] さん、合意解約成立年月日は []、解約理由については、[] のためでございます。

番号 3 番、所在、地番、[]、地目、畑と田、面積、[]
[] m²、契約期間ですが、[] から []
[] まででありました。

番号 4 番、所在、地番、[]、地目、畑と田、面積、[]
[] m²、契約期間ですが、[] から []
[] まででありました。

番号 5 番、所在、地番、[]、地目、畑と田、面積、[]
[] m²、契約期間ですが、[] から []
[] まででありました。

以上、3 件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代 行： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

代 行： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

会 長： それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番、2 番、所在、地番、[]、地目、田、面積、[] m²、
貸主、[] の [] さん、貸主、[] を仲介し、[] の
[] さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、[]
[] から [] まででありましたが、[]
[] に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[] のため

であります。

以上、2件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会 長： 日程6、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の審議であります。番号3番が私の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席することになりますので、進行を小寺代行にお願いし、私は退席いたします。

代 行： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号3、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、田と雑種地と畑、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、使用貸借、価格、[REDACTED]。場所につきましては地図番号3番、3の1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。3の2、[REDACTED]の斜線の土地となります。3の3、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。
なお、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。
以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代 行： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

代 行： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

会 長： それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、使用貸借、価格、[REDACTED]。場所につきましては地図番号1番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、雑種地、現況、畑、面積、[REDACTED]m²、貸主、[REDACTED]、理由、[REDACTED]。借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]ha、家畜、なし、理由、[REDACTED]。権利区分、賃借権、価格、10a当たり [REDACTED]円、総額 [REDACTED]円。場所につきましては地図番号2番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

なお、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。

以上、2件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 7、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。番号 11 番から 17 番が私の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席することになりますので、進行を小寺代行にお願いし、私は退席いたします。

代 行： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。番号 11 番、12 番、貸主、[] の [] さん、[] を仲介し、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 9 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 13 番、14 番、貸主、[] の [] さん、[] を仲介し、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 10 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 15 番、貸主、[] の []、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、畑と原野と田、現況、畑と田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 11 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 16 番、貸主、[] の []、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、畑と田と雑種地、現況、畑と田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 12 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 17 番、貸主、[] の []、借主、[] の [] さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[] m²、場所につきましては地図番号 13 番、[]、[] の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代 行： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

代 行： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

会 長： 次に、番号 23 番について審議いたしますので、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 23 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、場所につきましては地図番号 19 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 10 番は貸貸借となります。

番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m²、場所につきましては地図番号 4 番、4 の 1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。4 の 2、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、[REDACTED]m²、場所につきましては地図番号 5 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 5 番、6 番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、

借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 6 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 7 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、貸主、[]の[]さん、[]を仲介し、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 8 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 18 番、使用貸借となります。貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、宅地、現況、田、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 14 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 19 番、使用貸借となります。貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、畑と田、現況、畑、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 15 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 20 番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 16 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 21 番、使用貸借となります。貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、山林と畑と原野と雑種地、現況、畑、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 17 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 22 番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 18 番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 24 番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、土地の所在、[]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[]m²、場所につきましては地図番号 20 番、[]、

■■■■■■の斜線の土地となります。

番号 25 番、貸主、■■■■の■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、場所につきましては地図番号 21 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 26 番以降は売買となります。

番号 26 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、■■■■m²、場所につきましては地図番号 22 番、22 の 1、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。22 の 2、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 27 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■さん、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、場所につきましては地図番号 23 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 28 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■、■■■■、地目、公簿、現況共に、田と雑種地、面積、■■■■m²、場所につきましては地図番号 24 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 29 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、場所につきましては地図番号 25 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 番号 26 番、27 番に対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。

はじめに、番号 26 番について澤永委員より報告願います。

澤永委員： 2 月 5 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■円で双方の同意

をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 26 番、27 番について、私より報告いたします。

番号 26 番について、2 月 5 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■■ 円で双方の同意をいただきました。

番号 27 番について、2 月 5 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■■ 円の価格を提示、総額 ■■■■■ 円で双方の同意をいただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 8、議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 1 項の規定により、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法附則第 3 条第 2 項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■ m²、申出者、■■■■■ の■■■■■ さん、令和 6 年 2 月 5 日に申出されております。場所につきましては地図番号 26 番、■■■■■、■■■■■ の斜線の土地となります。

以上、1件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第9回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 1 番 委 員 _____

議事録署名委員 3 番 委 員 _____